

1 農薬の登録制度

農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行っています。試験の結果、安全と認められる農薬のみを登録し、定められた使用方法を遵守することで、その安全性を確保しています。

試験の実施

メーカーが、安全性等に関する試験を実施

農薬の登録

国が審査し、安全と判断したもののみ登録

使用方法の遵守

登録された農薬を、定められた使用方法に従って使用

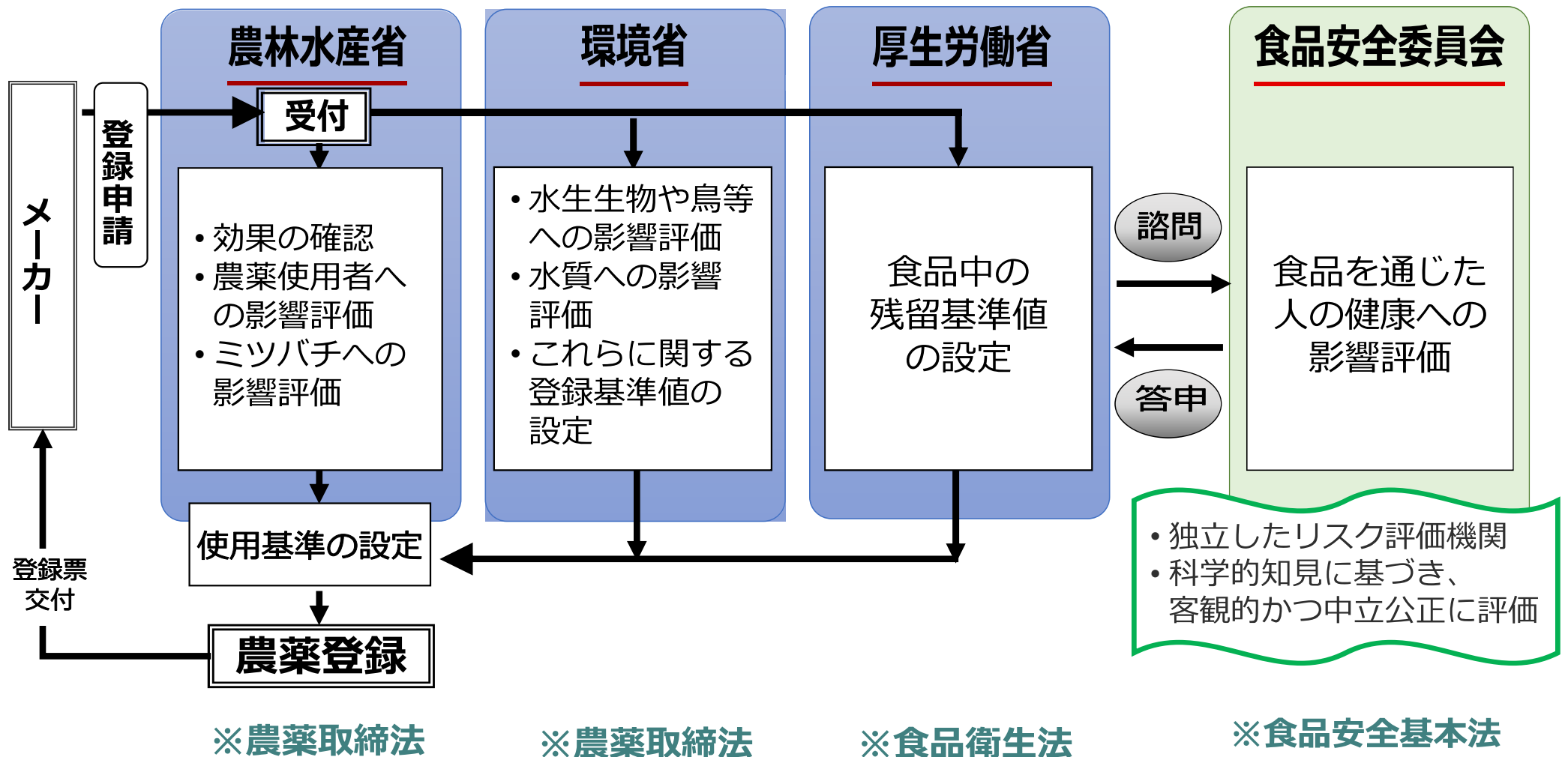
農薬の登録申請時に必要となる試験成績

- ① 【薬効・薬害】 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 【毒性試験】 毒性に関する試験（人への健康影響）
（急性経口毒性、皮膚刺激性、遺伝毒性、発がん性、急性神経毒性など）
- ③ 【残留試験】 農作物等への残留に関する試験
- ④ 【環境影響】 土壌や魚類等の環境への影響に関する試験
（土壌残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等の影響など）



2 農薬の登録制度（関係省庁と役割）

安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいます。



肥料は作物の栄養源！

～植物の栄養と肥料～

植物の正常な生育を促すためには、植物に必要な**栄養(元素)**を必要なだけ確保しなければなりません。一定量を確保できる必要元素は、**土壌や灌漑水**からだけでは十分に供給できないため、**肥料で補う必要があります**。肥料は作物の生育にとってとりわけ重要な**“栄養分”**と言えます。

○肥料

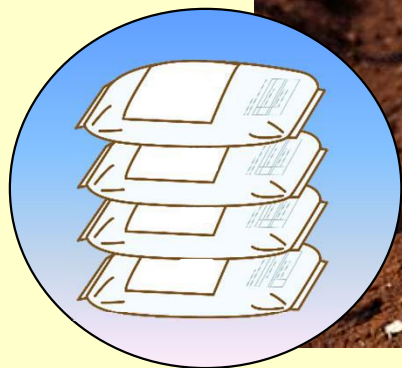


植物の生育に
必要不可欠なもの
→ 空気・水

○液体肥料



農作物は、N, P, K(窒素、リン酸、カリ)等の無機成分を根から吸収して生育します。これらの成分を補い、安定的に農作物に供給するものが**肥料**です。



○土壌改良資材



○有機質肥料

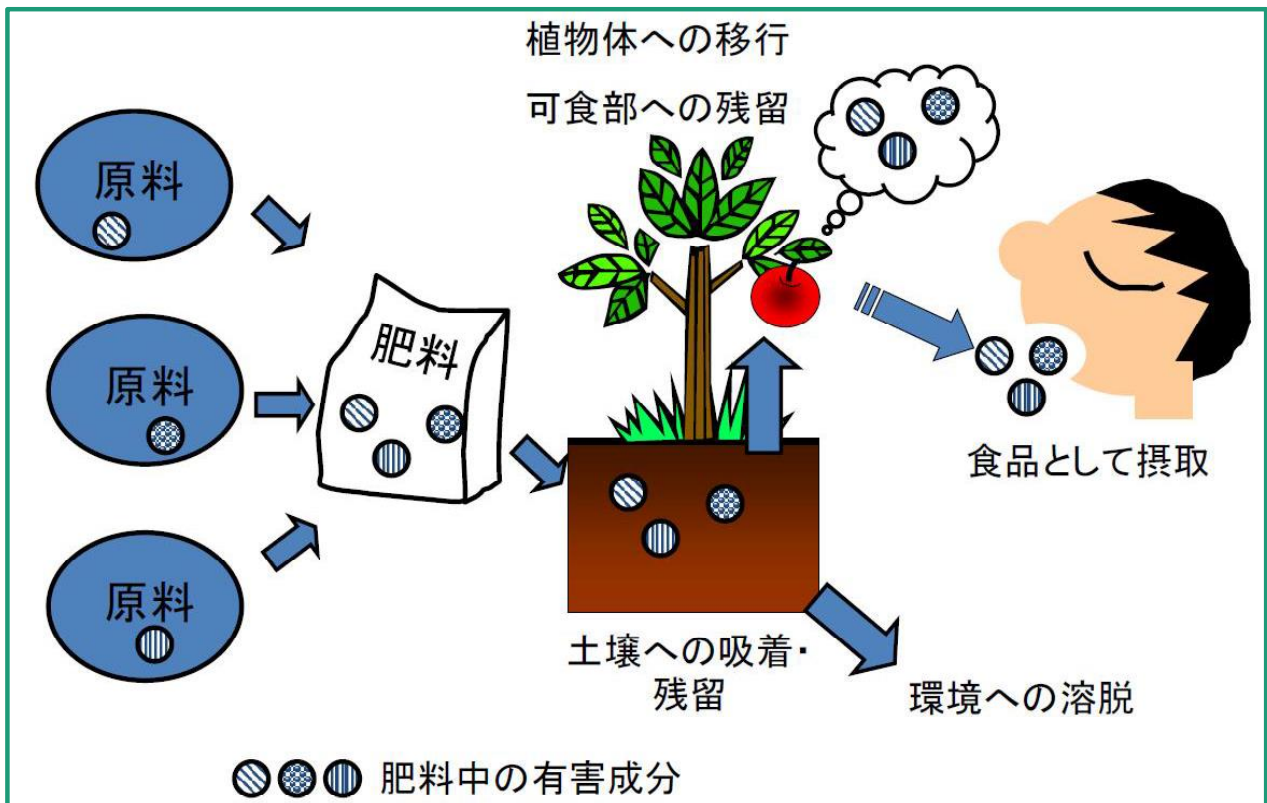
▲ 作物の生産に必要な肥料や資材

肥料の品質の確保
等に関する法律！

～肥料の安全性確保について～

作物が成長するためには、作物に必要な元素（窒素、りん酸、加里等）の栄養分の補給が必要です。

また、カドミウム、水銀、鉛等のように有害な重金属を過剰に与えると、作物の生育だけではなく、作物が吸収した重金属により作物を食べた人や動物に害を与え悪影響を及ぼすこととなります。



肥料法により、肥料の品質と安全性の確保が担保され、肥料の供給を受ける農家等においても安心して活用することができるという信頼が得られています！

公定規格・・・普通肥料については、品質や安全性を確保するため、肥料の種類ごとに公定規格を定められており、重金属等が許容値を超えるものの生産、流通は禁じられています。

右の表は含有が許される有害物質の一覧です。

立入検査の実施・・・流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

有害物質一覧

| |
|----------|
| 硫青酸化物 |
| ひ素 |
| 亜硝酸 |
| ピウレット性窒素 |
| スルファミン酸 |
| カドミウム |
| ニッケル |
| クロム |
| チタン |
| 水銀 |
| 鉛 |

「令和5年度 農薬危害防止運動」実施中！

～ 守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況 ～

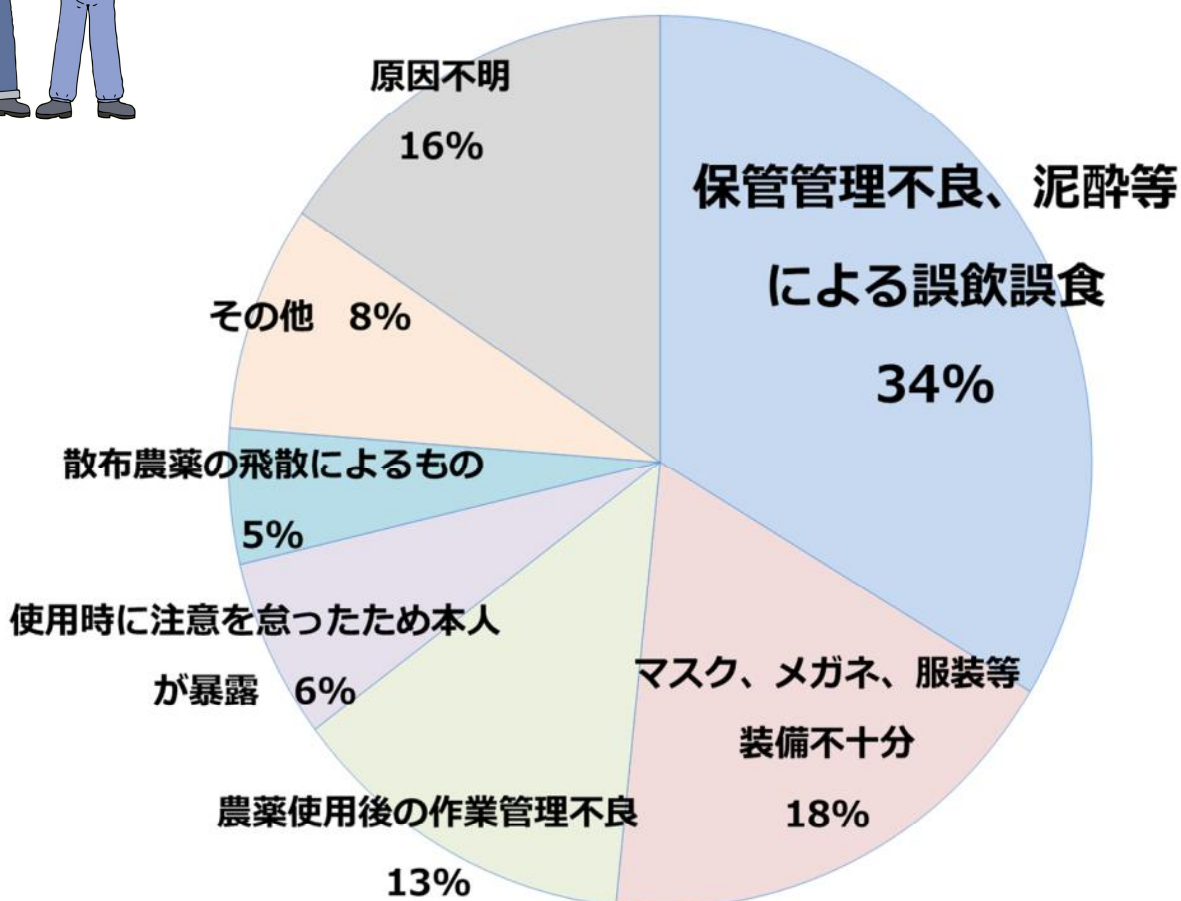
農林水産省は、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。！

農薬事故はなぜ起こる？



○ 農薬による事故被害を防ぐためには、どのような原因で、事故が起こるのかわかっておくことが重要です。

○ 近年の事故の傾向としては、特に保管管理不良等による誤飲・誤食が多く見られています。



守ろう農薬ラベル 確かめよう周囲の状況

ラベルの確認



帳簿に記録

周辺への配慮



飛散の防止



土壌くん蒸剤は 必ず被覆



施錠して保管



移し替え厳禁

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用 農林水産省

検索



詳しくは
こちら

周りに配慮して 飛散を防止

守ろう
農薬ラベル
確かめよう
周囲の状況

周囲の状況を踏まえて
使う農薬や使い方を考えよう

周りに影響が少ない
天候や時間帯に行おう

散布機器の機能や性能を
理解し、正しく使おう

十分な時間の余裕をもって
幅広く周知しよう

農薬散布のお知らせ

〇〇年〇月〇日 〇時～〇時
場所〇〇〇〇 目的〇〇〇〇
農薬名〇〇〇 連絡先〇〇〇

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用 農林水産省

検索



詳しくは
←こちら

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～事故被害防止編～

未然に防ごう！！
農薬による事故・被害

● ● ● | 事故・被害を未然に防ぐための農薬使用時の注意点

■ 周囲の方への配慮

- ✓ 農薬は適正に使用されない場合、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、特に住宅地周辺や公園などにおいては、住民や子どもへの健康被害が生じないように、農薬をできるだけ使用しない植栽等の管理を心がけましょう。
- ✓ また、農薬を散布せざるを得ない場合であっても、飛散防止対策に努める、事前に散布日時を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。



■ 農薬ラベルの確認の徹底

- ✓ 使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。
- ✓ 「さやいんげん」と「いんげんまめ」のように、名前が似ていても、農薬の登録上では別作物扱いになるものもあります。適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう注意しましょう。
- ✓ 使用に関して不明な点がある場合は、病害虫防除所等の指導機関に相談しましょう。



大きさや形が異なると農薬の残留傾向も異なるよ。
だから、似ている作物でも登録上は別作物扱いになる場合もあるんだ。



■ 土壌くん蒸剤の安全使用

- ✓ 土壌くん蒸剤を使用する場合は、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行い、安全確保の徹底を図りましょう。
- ✓ また、使用場所、周辺の状況に十分配慮しましょう。



■ 容器の移し替えは厳禁

- ✓ 農薬による事故原因として最も多いのが、保管管理不良による、誤飲・誤食です。
- ✓ 余った農薬や希釈溶液をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器に移し替えていたことが誤飲・誤食の原因となった事例も報告されています。
- ✓ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るように努めましょう。不要になった農薬や空容器等は廃棄物処理業者に依頼をするなど、適切に処理しましょう。



コラム ～ハインリッヒの法則～

「ハインリッヒの法則」とは、“重大事故が1件発生する背景には29件の軽微な事故があり、その背景には300件の小さなヒヤリハットが存在する”といった労働災害上の経験則です。

農薬の使用においても、当該経験則に基づくと、事故や被害の背景には無数の小さなヒヤリハットが潜んでいるかもしれません。これらのヒヤリハットを少しでも減らしていけるよう、農薬による事故や被害の原因をしっかりと理解し、継続的な適正使用に努めましょう。

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～農薬ラベル確認編～

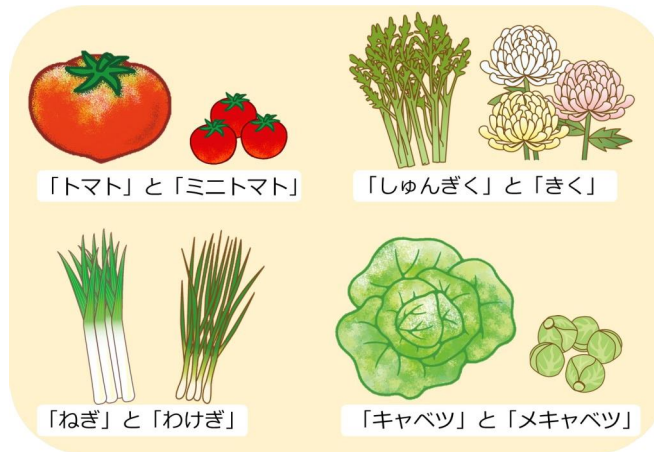
その使い方、合ってる？
農薬ラベルを確認！！

●●● 不適正な農薬使用を防ぐためのポイント

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し使用記録の記帳を行いましょう。以下のポイントに十分注意して農薬を使用しましょう。

■ 適用農作物を確認

- ✓ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。使用したい農作物がラベルに記載されているか必ず確認しましょう。



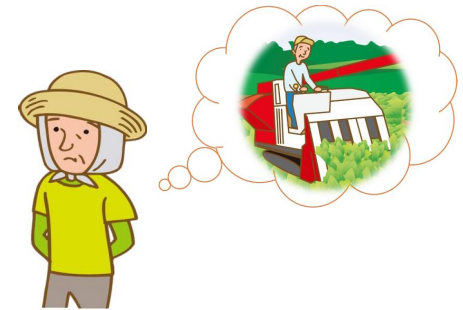
■ 使用量・希釈倍数を確認

- ✓ ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を確認しましょう。
- ✓ 農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意しましょう。



■ 使用時期を確認

- ✓ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。
- ✓ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているか確認しましょう。



■ 使用回数を確認

- ✓ 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。
- ✓ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～飛散防止編～

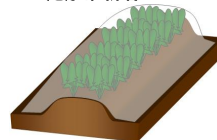
**農薬は 周りに配慮し
正しく使用！**

●●● 飛散による被害を防ぐための農薬使用時の注意点

■ 農薬だけに頼らない病害虫防除の検討

- ✓ 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬だけに頼らない病害虫防除の方法を検討しましょう。

不織布(防虫網)によるべたかけ栽培



■ 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルを使用

- ✓ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、液体の農薬を散布する場合は、飛散低減ノズルの使用に努めましょう。

粒剤の株元散布



■ 周りに影響が少ない天候や時間帯を選択

- ✓ 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。



- ✓ ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意しましょう。
- ✓ 風向きやノズルの向きに注意し、適正な散布圧力・散布量で散布を行いましょう。

■ 十分な時間の余裕をもって幅広く周知

- ✓ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。

- ✓ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。



■ 防除機器・散布装置の機能や性能を正しく理解

- ✓ 無人航空機（ドローン等）を用いて農薬を散布する場合、操縦者は、あらかじめメーカーが作成した取扱説明書等により、機体・散布装置に関する機能や性能、散布方法について理解し、飛散を防止しましょう。



- ✓ 動力噴霧機、スピードスプレーヤー等を用いて農薬散布をする場合、使用者は、防除機器・散布装置に関する機能や性能について正しく理解し、飛散を防止しましょう。

野菜の衛生管理指針（第2版）

～生鮮野菜を衛生的に保つために～

農林水産省は、栽培から出荷までの野菜を衛生的に保つための「野菜の衛生管理指針（第2版）」を、令和3年7月に策定し下添のHPで公表しています。

◎ 食中毒の発生を未然に防ぐためには、微生物を「付けない」「増やさない」ための衛生管理が重要です。

◎ 生で食べられることも多い、生鮮野菜を衛生的に保ち、食中毒が起きないように、生産現場の方々に、同指針の活用を促しています。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針（第2版）」のポイント

食中毒の発生を未然に防ぐために、微生物を「付けない」「増やさない」ための衛生管理が重要！

栽培

収穫－調製－出荷

作業者

- 野菜に触る前やトイレの後など、必要な時に石けんで手を洗う。
- 下痢、おう吐などの症状がある場合は、野菜に直接触れる作業をしない。

農機具、収穫容器、資材

- 農機具や収穫容器、資材を清潔に保ち、他の目的には使わない。

栽培に使う水（かん水や薬剤散布）

- 使用前に濁りや異臭がないことを確認する。
- 収穫1週間以内の生で食べられる野菜（収穫部位）に対しては、安全性を確認した水*、飲用に適した水等を使うよう努める。
- やむを得ず、これら以外の水を使う場合には、できるだけ収穫まで日を空ける。

* 検査で大腸菌が100個/100 ml（目安）以下を確認した水

家畜ふん堆肥

- 製造時の堆肥の内部温度を測定し、55℃以上が3日間以上続いていることを確認するよう努める。
- 十分に堆肥化したか、色や臭い、手触りを確認する。
- これらが確認できない堆肥を使う場合は、施用から収穫まで2か月（土が付き得る野菜は4か月）以上空けるよう努める。

ほ場や栽培施設

- 野菜残さ等の廃棄物をほ場や施設、その周辺に放置しない。

収穫後に使う水

- 収穫後の野菜を洗う場合には、飲用に適する水等を使用する。

調製・出荷施設等

- 作業後に施設内を整理整頓し、清掃する。
- 動物ふん等で汚れた野菜は、他の収穫物と混ぜずに廃棄する。
- 調製済みの野菜や輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。

海外の食中毒事例
(生産段階で食中毒菌に汚染されたと疑われた事例)

◆ リステリアによる食中毒 (2011年、米国)

患者147名、死者33名、原因食品：果実的野菜

◆ 腸管出血性大腸菌O157による食中毒 (2018年、米国)

患者210名、死者5名、原因食品：葉物野菜

野菜の衛生管理

詳細は、指針（本体）をご覧ください→



ご自分の衛生管理の取組を☑してみてください

＜お問合せ先＞
農林水産省 消費・安全局
農産安全管理課 安全企画班
(TEL: 03-3502-7569)

詳細は、こちらの農林水産省HPからご覧いただけます。

○野菜の衛生管理に関する情報 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/

○野菜の衛生管理指針 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf

畜水産物の安全を守るために

肉や卵、牛乳等の畜産物を生産するためには、家畜を育てる飼料(エサ)や医薬品等の生産資材が必要です。

安全な畜水産物を食卓に届けるためには、生産資材の品質の改善や適正使用がかかせません。

そのため、様々な組織や団体、法律等により、飼養方法や投薬方法が定められ、各種検査により安全が守られています。

畜産物の場合

安全を守る者

主な法律等



生産者

都道府県畜産主務課

家畜保健衛生所（家畜防疫員）

（独）農林水産消費安全技術センター

農林水産省動物医薬品検査所



と畜場、食鳥処理場

食肉センター

都道府県・市 食肉衛生検査所

乳製品製造所



食肉卸売市場・卸売業者

食肉加工業者

量販店・専門小売店

飲食店・ホテル

都道府県・市 保健所（食品衛生監視員）



消費者

家畜伝染病予防法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

と畜場法

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

食品衛生法

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

食品衛生法

農林水産省

厚生労働省



【農場】

【畜産物処理施設】

【卸売・小売】

【家庭】



飼料の安全と品質の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

飼料や飼料添加物による人や家畜への被害を防ぐため、製造や使用、保存方法、表示、成分規格等の基準が定められています。

対象動物は、牛、豚、めん羊、山羊、鶏、うずら、みつばち、ぶり、まだい、ぎんざけ、ひらめ、まあじ、とらふぐ、うなぎ などです。

家畜や**養殖水産動物**の飼料(エサ)には、原料の穀物や魚粉の他、飼料の品質の低下防止や栄養成分、その他の有効成分の補給等のための飼料添加物が加えられています。

飼料添加物は、抗酸化剤やビタミン、抗菌性物質など159種類がありますが、これらは、『飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律』(飼料安全法)により、対象動物ごとの用途や使用基準及び成分規格等が定められています。

また、行政機関等による、製造業者等への立入検査も定められています。

飼料は、家畜や養殖水産動物にとって安全であり、かつ家畜及び養殖水産動物から生産される畜水産物が、人にとって安全であることが重要です。

飼料安全に係る農林水産省の役割

科学的根拠に基づく飼料中の基準の設定

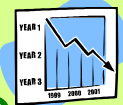
安全や品質をコントロール

安全で有用な飼料の安定供給

安全な国産畜水産物の安定供給

畜水産の振興

消費者の健康保護とより豊かな食生活の保証





動物用医薬品の安全確保



動物用医薬品は、家畜や愛がん動物の健康維持や病気の治療のために使用される薬剤でワクチン、抗生物質、抗菌剤、駆虫剤などがあります。

これら動物用医薬品は、薬剤による悪影響を防ぐため、動物ごとに使用できる医薬品を指定し、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、省令や規則により、用法、用量、使用期間等の規制が設けられています。

対象となる動物

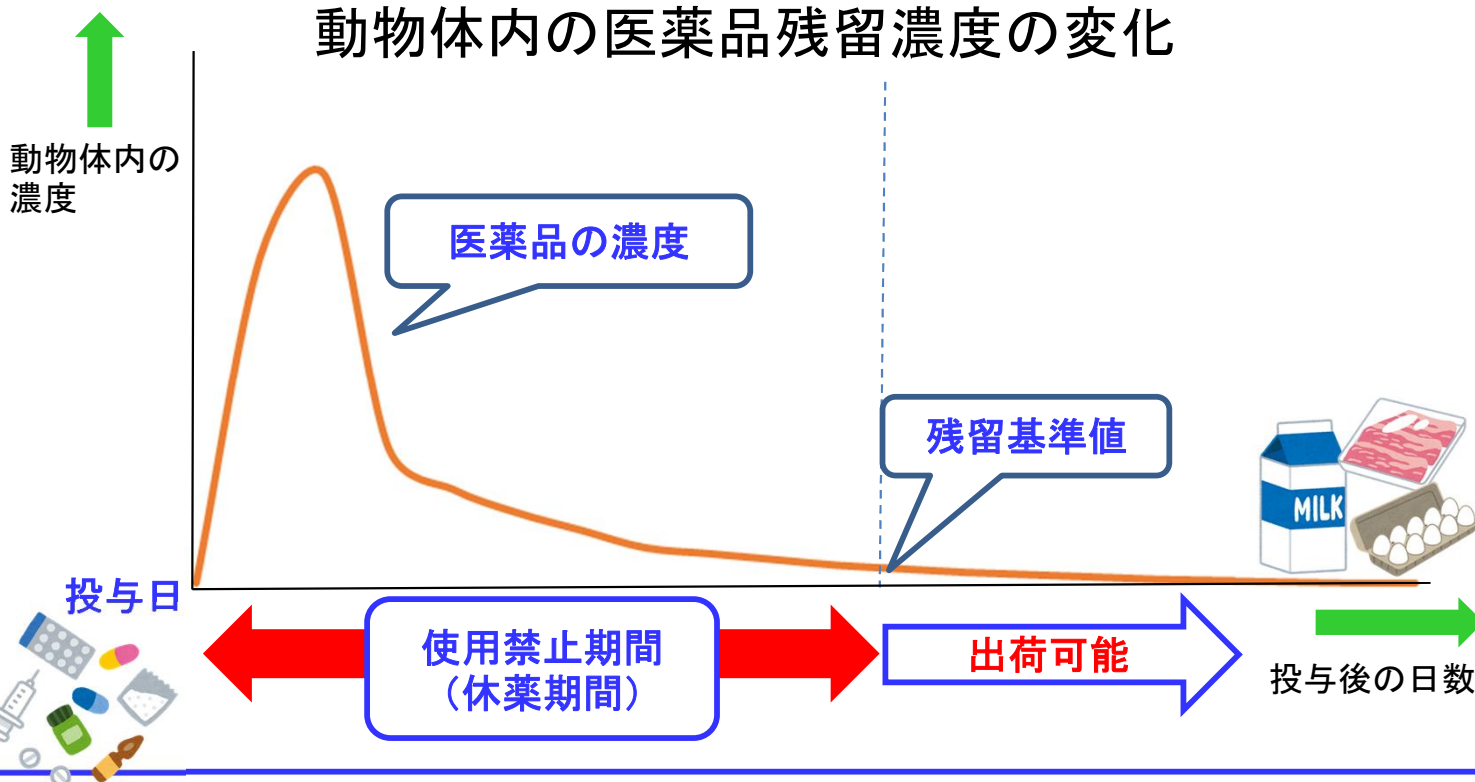
- ・産業動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、養殖漁など)
- ・愛がん動物(犬、猫、愛がん鳥、観賞魚など)



動物用医薬品を使った動物を食べても安全？

出荷した畜水産物を食べた人に危害が及ぶ可能性のある量の医薬品が残留しないよう、使用してはいけない期間(休薬期間)などの使用基準を定めることで畜水産物の安全を確保しています。

動物体内の医薬品残留濃度の変化



動物用医薬品は動物の健康を守り、安全な畜水産物の安定的な生産に寄与しています

生産段階における貝毒のリスク管理

1. 貝毒の概要

- 主に二枚貝(ホタテガイやカキ、アサリなど)が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べて、体内に毒素を蓄積させる。
- 毒素が蓄積した貝類をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがあり、その症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒に分けられる。

主な症状

- 麻痺性貝毒: 唇、舌、顔面、四肢末端のしびれ感、めまいなど
- 下痢性貝毒: 下痢、吐き気、嘔吐、腹痛など
- 毒素は熱に強く、加熱調理しても毒性は弱くならない。

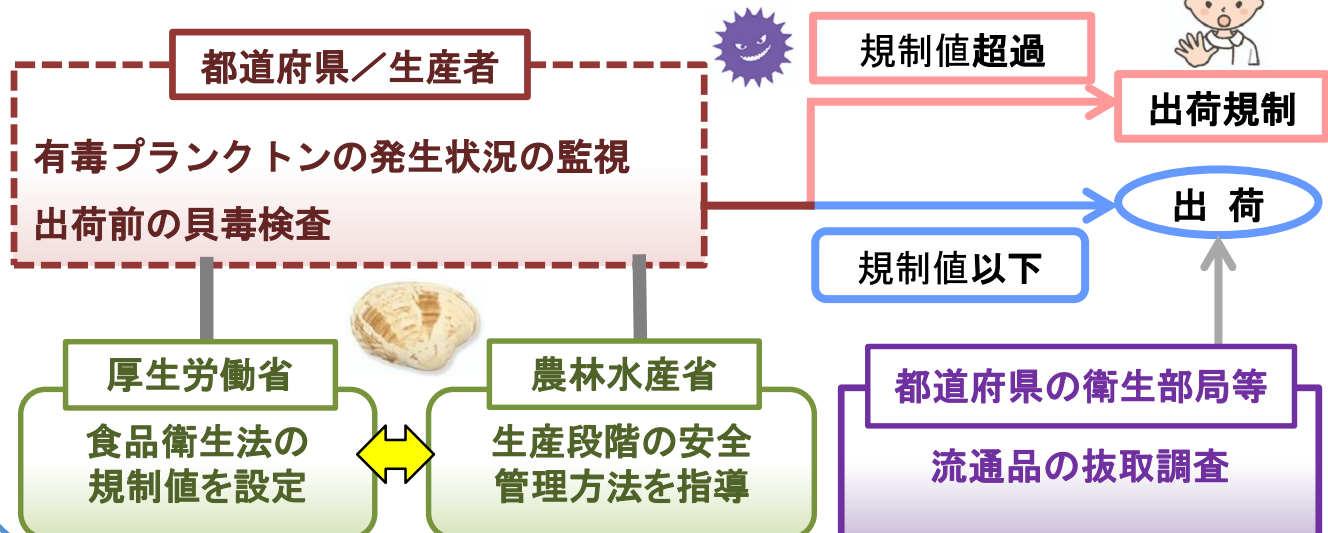
貝毒の原因となる植物プランクトンの一種 (Alexandrium tamarense)

2. 食品としての安全基準

- 食品衛生法に基づき、貝の可食部に含まれる毒量の規制値が設定されており、規制値を超えるものは販売等が禁止される。
- 麻痺性貝毒 4MU/g (1MU(マウスユニット)とは、マウスが15分で死亡する毒力)
- 下痢性貝毒 0.16mg オカダ酸当量/kg
- 有毒プランクトンの発生がなくなり、貝類に含まれる毒素が減少すれば、出荷できる。また、有毒部位を除去して規制値以下となったものは出荷できる。

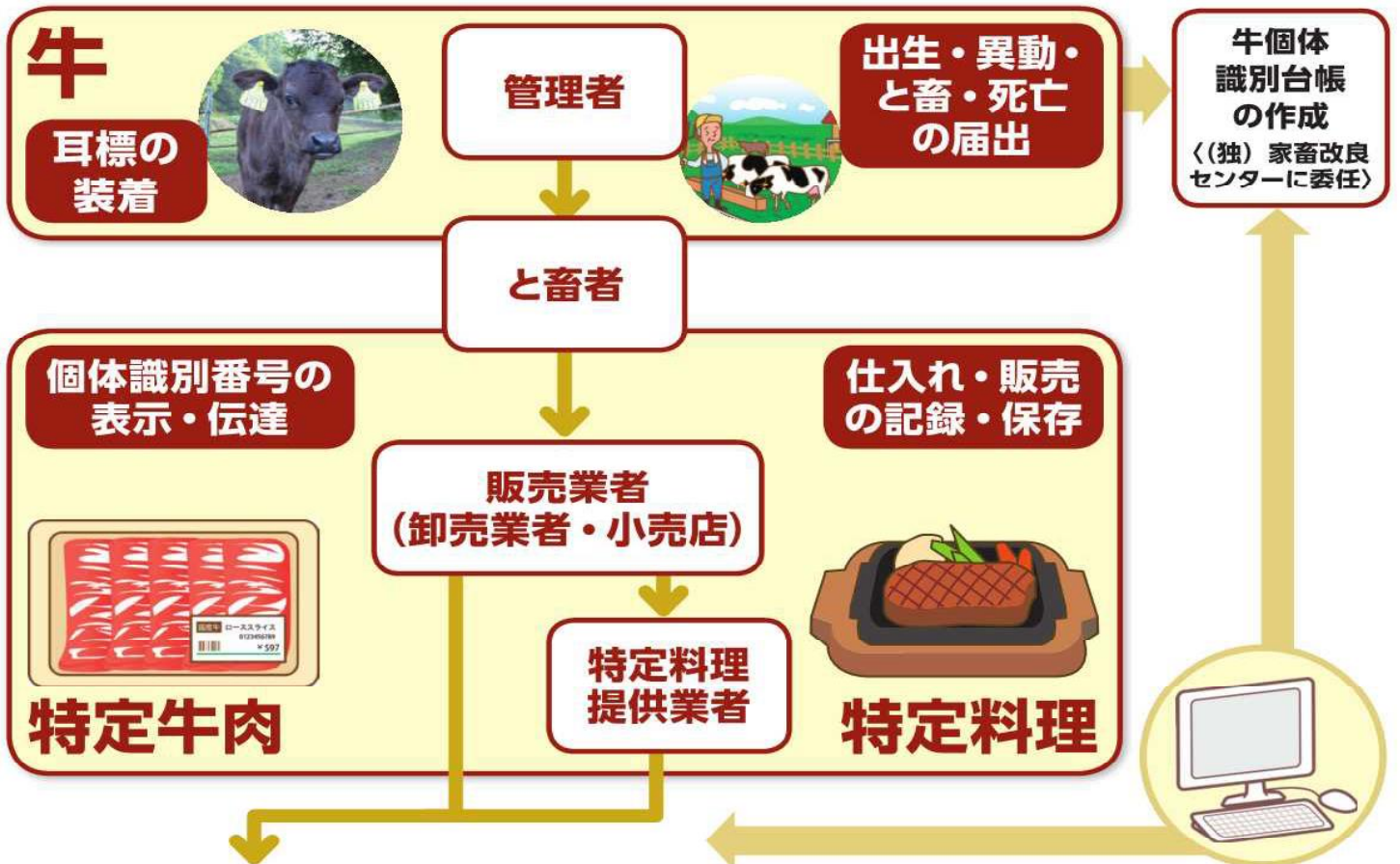
3. 貝毒のリスク管理

都道府県では、安全な貝類が出荷されるよう、貝毒の発生を監視し、出荷前に検査して規制値を超える場合には出荷を規制している。



牛トレーサビリティ制度とは

国内で飼養された牛の肉には、牛の個体識別番号（又はロット番号）が表示されています。個体識別番号により、その牛がいつ・どこで生まれ、育てられ、食肉処理されたかや、品種などが確認できます。



(独) 家畜改良センターのホームページにアクセスし、個体識別番号を入力することで、その牛の情報をみることができます。

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

農林水産省

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年6月に公布されました。



牛

平成15年12月1日施行
(注)平成15年12月1日の既存牛及び同日以降の出生・輸入牛が対象

牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標を装着(取り外し禁止)

出生



他の農家への異動など
(譲渡し・譲受け等)



とさつ



牛肉

平成16年12月1日施行
(注)平成16年11月30日以前にとさつされた牛肉は対象外

特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号を表示し伝達

枝肉



部分肉



精肉・特定料理

消費者



管理者 輸入者・輸出者

と畜者

販売業者・特定料理提供業者

農林水産大臣への届け出

15年12月1日時点の
既存牛の届出(16年2月末まで)

出生の届出

- 出生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別など

輸入牛の届出

- 輸入年月日
- 雌雄の別
- 牛の種別
- 輸入先の国名など

*届出により
個体識別番号決定

譲渡し等の届出

- 個体識別番号
- 譲渡し等の年月日
- 譲渡し等の相手先など

譲受け等の届出

- 個体識別番号
- 譲受け等の年月日
- 譲受け等の相手先など

死亡の届出

輸出の届出

とさつの届出

- 個体識別番号
- とさつ年月日
- 譲受け等の相手先など

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 引渡しの年月日
- 引渡しの相手先
- 引渡しの重量など

販売等の記録・保存(帳簿の備付け)

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 仕入れの年月日
- 仕入れの相手先
- 仕入れの重量など
- 販売の年月日
- 販売の相手先
- 販売の重量など

※相手先が消費者となる
小売店及び特定料理
提供業者は除く

〔平成16年11月30日までに
とさつされた牛肉には
表示の義務はありません。
(2年間ほどは、表示の
ないものも一部残ります)〕

精肉などに
表示された
個体識別番号で
牛の生産履歴を
検索可能

農林水産大臣による個体識別台帳の作成(独)家畜改良センターに委任)

個体識別番号



●この牛の情報

出生年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など

●この牛を管理した者の情報

管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報

●この牛のとさつ・死亡の情報

とさつ・死亡の年月日/と畜場の名称など

インターネットで
生産履歴を公開!



牛個体情報

| 個体識別番号 | 出生の年月日 | 雌雄の別 | 母牛の個体識別番号 | 種別 |
|------------|------------|------|------------|---------|
| 1234567890 | 2000.05.21 | オス | 0000654321 | ホルスタイン種 |

| | 異動内容 | 異動年月日 | 飼養施設所在地 | | 氏名又は名称 |
|---|------|------------|---------|------|--------------|
| | | | 都道府県 | 市区町村 | |
| 1 | 出生 | 2000.05.21 | 岩手県 | 盛岡市 | 家畜改良センター岩手牧場 |
| 2 | 転出 | 2000.05.29 | 岩手県 | 盛岡市 | 家畜改良センター岩手牧場 |
| 3 | 転入 | 2000.05.29 | 福島県 | | |
| 4 | 転出 | 2003.08.08 | 福島県 | | |
| 5 | 搬入 | 2003.08.08 | 東京都 | 港区 | 東京都立芝浦と場 |
| 6 | と畜 | 2003.08.09 | 東京都 | 港区 | 東京都立芝浦と場 |

(注)市区町村、氏名又は名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開しています。

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。酪農家や、肉用牛農家にとっては、様々な活用が期待されています。

(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、と畜直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。